

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	市税の収納管理及び滞納整理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、市税の収納管理及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納管理及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、市税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。また、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。 (1) 収納管理業務 ①各賦課システムからの賦課情報の取り込み ②指定金融機関等からの収納情報の入手 (2) 督促に関する業務 (3) 市税過誤納金の還付・充当業務 (4) 市税等口座振替に関する業務 (5) 市税決算及び滞納繰越処理 (6) 滞納整理業務 ※(6)滞納整理業務の事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱わない。
③システムの名称	収納管理システム、庁内基本情報連携システム、MICJET、番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 基本データリスト(収納管理) 2. 基本データリスト(滞納整理)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供)なし(情報提供は行わない) (情報照会)番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259－1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463－94－4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市総務部収納課 〒259－1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463－74－5495
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。 とくに居所不明住民に関する調査については、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務をマニュアル化し、人為的ミスに対し対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月20日	I－4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I－4 ②法令上の根拠	－	情報提供 番号法第19条第7号 別表第二26、33、87、93、103 情報照会 なし	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I－5 ②所属長の役職名		課長	事後	事後でたりるものの任意
平成30年7月20日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TELO463－94－4711	TELO463－94－4867	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	TELO463－94－4711	TELO463－74－5495	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年6月1日時点	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年6月1日時点	事後	事後でたりるものの任意
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	－	(様式変更に伴う記載追加)	事後	様式変更に伴う
令和2年3月13日	I－1 ②事務の概要	地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、市税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。また、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。 (1)収納管理業務 ①各賦課システムからの賦課情報の取り込み ②指定金融機関等からの収納情報の入手 (2)督促に関する業務 (3)市税過誤納金の還付・充当業務 (4)市税等口座振替に関する業務 (5)市税決算及び滞納繰越処理 (6)滞納整理業務 ①実態調査・財産等の調査 ②納税折衝・納税催告 ③滞納処分及び滞納処分停止 ④不納欠損	地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、市税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。また、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。 (1)収納管理業務 ①各賦課システムからの賦課情報の取り込み ②指定金融機関等からの収納情報の入手 (2)督促に関する業務 (3)市税過誤納金の還付・充当業務 (4)市税等口座振替に関する業務 (5)市税決算及び滞納繰越処理 (6)滞納整理業務 ※(6)滞納整理業務の事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱わない。	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I－1 ③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム	収納管理システム、庁内基本情報連携システム	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I－2. 特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル、滞納情報ファイル	収納情報ファイル	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二26、33、87、93、103 情報照会 なし	①実施の有無 実施しない ②法令上の根拠 (空欄)	事後	事後でたりるものの任意
令和2年3月13日	Ⅳ－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	事後でたりるものの任意
令和4年11月1日	I－4. ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和4年11月1日	Ⅳ－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和4年11月1日	Ⅳ－6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	
令和4年11月30日	I－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	収納管理システム、庁内基本情報連携システム	収納管理システム、庁内基本情報連携システム、MICJET 番号連携サーバ	事前	
令和4年11月30日	I－3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第74条	事前	
令和4年11月30日	I－4. ②法令上の根拠	＜別表第二における情報提供の根拠＞ － ＜別表第二における情報照会の根拠＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	＜別表第二における情報提供の根拠＞ － ＜別表第二における情報照会の根拠＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	事前	
令和6年12月27日	I－2. 特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル	1. 基本データリスト(収納管理) 2. 基本データリスト(滞納整理)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I－3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第74条	・番号法第9条第1項 別表の24、135の項	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	I－4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠> — <別表第二における情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	(情報提供)なし(情報提供は行わない) (情報照会)番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、160の項	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和6年11月29日時点	事前	
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和6年11月29日時点	事前	
令和6年12月27日	IV－8 入手を介在させる作業	—	(様式変更による追加)	事後	様式変更による追加